



# 鳥取県公報

令和元年 11 月 8 日 (金)  
第 9 1 5 1 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	物品売払代金の徴収事務の委託 (337) (公文書館) . . . . . 2
	生活保護法による医療機関の指定 (338) (福祉監査指導課) . . . . . 2
	地域森林計画の決定予定 (339) (林政企画課) . . . . . 2
	公共測量の実施 (340) (県土総務課) . . . . . 2
	指定障害福祉サービス事業者の指定 (341) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 3
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (342) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 3
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (343) (〃) . . . . . 3
	土地改良区の役員の就退任 (344) (西部総合事務所農林局) . . . . . 3
◇ 公 告	准看護師試験の実施 (医療政策課) . . . . . 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (物品契約課) . . . . . 6

# 告 示

## 鳥取県告示第337号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、公文書館が刊行する図書の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年11月8日

鳥取県立公文書館長 田 中 健 一

1 委託の相手

上淀白鳳の丘展示館

2 委託期間

令和元年10月7日から令和2年3月31日まで

## 鳥取県告示第338号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和元年11月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団みざとり 米子西クリニック	米子市彦名町1480-3	令和元年10月1日

## 鳥取県告示第339号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき、日野川森林計画区に係る地域森林計画を立てる予定であるので、同法第6条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

令和元年11月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

日野川森林計画区に係る地域森林計画の計画書の案

2 縦覧に供する期間

令和元年11月8日から同年12月7日まで

3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課、西部総合事務所農林局農林業振興課林業振興室及び西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課

（この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。）

## 鳥取県告示第340号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和元年11月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間 令和元年11月14日から令和2年1月31日まで
- 3 作業地域 倉吉市円谷及び東伯郡三朝町

**鳥取県告示第341号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和元年11月8日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
一般社団法人 SORTE	倉吉市東巖城町 422-16	そるて	倉吉市東巖城町422- 16	就労継続支援 A型	令和元年11月 1日

**鳥取県告示第342号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和元年11月8日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
高木 直人	たかきファーマ シー	米子市皆生新田 三丁目1-15	令和元年10月29日	令和元年9月30日	居宅療養管理指 導

**鳥取県告示第343号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和元年11月8日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
高木 直人	たかきファーマ シー	米子市皆生新田 三丁目1-15	令和元年10月29日	令和元年9月30日	介護予防居宅療 養管理指導

**鳥取県告示第344号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり淀江宇田川地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和元年11月8日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

退任した役員の氏名及び住所

- 理 事 松 田 治 生 米子市淀江町淀江952-1
- 〃 亀 山 康 夫 米子市淀江町淀江907
- 〃 林 原 義 男 米子市淀江町淀江725

〃	渡 瀬 恒 昭	米子市淀江町淀江805
〃	吹 野 順	米子市尾高781-139
〃	武 田 光 央	米子市淀江町淀江649
〃	安 藤 浩	米子市淀江町淀江255
〃	吹 野 文 彦	米子市淀江町西原512
〃	松 田 遠	米子市淀江町西原602
〃	池 口 稔	米子市淀江町西原729
〃	田 牧 伸 人	米子市淀江町福岡294
〃	渡 邊 柁 城	米子市淀江町福岡1040
〃	綾 木 敦 郎	米子市淀江町稲吉196
〃	山 根 茂 樹	米子市淀江町稲吉137
〃	谷 野 吉 彦	米子市淀江町高井谷194
〃	森 田 薫	米子市淀江町中西尾97
〃	森 田 博 文	米子市淀江町中西尾245
〃	田 中 悦 夫	米子市淀江町平岡18
〃	藤 本 昌 弘	米子市淀江町西尾原139
〃	柿 原 力 男	米子市淀江町富繁 9
監 事	陶 山 登	米子市淀江町淀江220
〃	田 原 寛 美	米子市淀江町西原731
〃	田 中 正 範	米子市淀江町福頼298

令和元年10月19日退任

就任した役員の名氏及び住所

理 事	松 田 治 生	米子市淀江町淀江952-1
〃	亀 山 康 夫	米子市淀江町淀江907
〃	花 岡 均	米子市淀江町淀江730
〃	唐 来 英 之	米子市淀江町淀江842
〃	吹 野 順	米子市尾高781-139
〃	尾 澤 邦 明	米子市淀江町淀江632
〃	安 藤 浩	米子市淀江町淀江255
〃	谷 田 稔	米子市淀江町西原518
〃	石 田 雅 夫	米子市淀江町西原1164-13
〃	池 口 稔	米子市淀江町西原729
〃	瀬 川 雅 章	米子市淀江町福岡295-2
〃	渡 邊 柁 城	米子市淀江町福岡1040
〃	原 口 道 弘	米子市淀江町稲吉141-1
〃	長谷川 一 行	米子市淀江町稲吉317
〃	谷 野 吉 彦	米子市淀江町高井谷194
〃	森 田 薫	米子市淀江町中西尾97
〃	森 田 博 文	米子市淀江町中西尾245
〃	田 中 悦 夫	米子市淀江町平岡18
〃	岩 垣 壽 晃	米子市淀江町平岡78-6
〃	柿 原 力 男	米子市淀江町富繁 9
〃	山 中 文 男	米子市淀江町今津343
〃	本 田 喜 治	米子市淀江町本宮274

監 事 関 淳 一 米子市淀江町西原590  
" 田 中 正 範 米子市淀江町福頼298  
" 赤 木 勇 夫 米子市淀江町平岡28  
令和元年10月20日就任 任期 4 年

## 公 告

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、准看護師試験を次のとおり実施する。  
令和元年11月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 試験の種類

試験の内容	試験科目	試験問題数
准看護師として必要な知識及び技能についての試験	人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護	150問

### 2 試験の日時

令和2年2月14日（金）午後1時から午後3時30分まで

### 3 試験の場所

鳥取市江津318-1 鳥取県看護研修センター

### 4 受験資格

次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者であること。

- (1) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号。以下「省令」という。）第5条の基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（令和2年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。）
- (2) 省令第5条の基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（令和2年3月31日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 省令第4条の基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（令和2年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。）
- (4) 省令第4条の基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（令和2年3月31日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。）
- (5) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)又は(4)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの。
- (6) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(5)に該当しないもので、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの。

### 5 受験願書の受付期間

令和元年12月2日（月）から同月5日（木）まで

なお、郵送による場合は、令和元年12月5日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

### 6 受験願書の提出先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課（持参又は郵送によること。）

### 7 受験願書の添付書類

- (1) 4の(1)から(4)までのいずれかに該当する者であるときは、修業証明書又は卒業証明書（令和2年3月31日までに学科を修め、又は養成所を卒業する見込みの者にあつては、修業見込証明書又は卒業見込証明書とする。この場合においては、改めて同日までに修業証明書又は卒業証明書を提出することとする。）

(2) 4の(5)又は(6)に該当する者であるときは、外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得たことを証する書面。

(3) 写真(出願前6月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。)

なお、その写真が本人に相違ない旨の受験資格に係る学校、養成所又は病院等の証明書(当該証明書の交付を受けることができない者にあつては、10の(2)の問合せ先に相談すること。)を添付すること。

#### 8 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、6,900円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄に貼り付けて納入すること。この場合、消印しないこと。

なお、県外から郵送により受験願書を提出する場合であつて、収入証紙を購入することが困難なときは、10の(2)の問合せ先に相談すること。

#### 9 合格者の発表等

(1) 令和2年3月13日(金)午前9時に、合格者の受験番号を鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課のホームページに掲示するとともに、合格者には合格証書を交付する。ただし、合格者のうち、修業見込み又は卒業見込みで受験したものについては、令和2年3月31日(火)(必着)までに修業証明書又は卒業証明書を提出した者に合格証書を交付し、同日までに当該証明書の提出がない場合は当該受験を無効とし、合格証書は交付しない。

(2) 試験の科目別得点及び総合得点については、鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)第19条第1項の規定に基づき、口頭による開示請求を行うことができる。

#### 10 その他

(1) 受験願書の用紙は、鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課において交付する。その交付請求、試験に関する照会等を郵送によって行う場合には、84円切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒(定形)を同封すること。

(2) 試験の詳細については、鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課(電話0857-26-7204)に問い合わせること。

---

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年11月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

除雪トラック(10トン級) 1台

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和2年12月18日(金)

(4) 納入場所

倉吉市下田中町825 鳥取県中部総合事務所県土整備局特殊車両車庫

(5) 入札方法

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム(以下「電子調達システム」という。)による電子入札又は紙入札により行うものであること。

入札金額は、入札説明書に示す方法に従い物品の調達に要する費用の合計金額を電子調達システムに入力し又は入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が車両・船舶及び航空機類の車両に登録されているものであること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和元年11月20日（水）正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。

- (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 1の(1)に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に示される耐用年数の期間において、保守、点検及び修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

## 3 契約担当部局

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

## 4 入札手続等

- (1) 入札の手続に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7432

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

- (2) 仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部道路企画課維持担当

電話 0857-26-7356

- (3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

- (4) 入札説明書等の交付方法

令和元年11月8日（金）から同年12月6日（金）までの間にインターネットのホームページ（物品電子調達ウェブサイト（<https://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和元年11月8日（金）から同年12月6日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和元年12月17日（火）から同月20日（金）までの日の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、入札の最終日は正午までとする。また、郵便等による入札書の受領期間は、同月19日（木）午後5時までとする。

イ 開札日時

令和元年12月20日（金）午後1時以降

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出すること。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和元年12月6日（金）午後5時までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時



## (2) 入札の無効

2 の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (3) 契約書作成の要否

要

## (4) 落札者の決定方法

本件公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

## (5) 手続における交渉の有無

無

## (6) 電子証明書

本件入札において電子入札による場合は、5 の(3)の書類を提出するときに電子証明書を必要とする。

## (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Snow removal truck(10t class) Quantity 1

(2) December 6, 2019 5:00 PM: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) December 20, 2019 noon: Time-limit for submission of tenders

(December 19, 2019 5:00 PM: Deadline for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact Point for the notice : Procurement Division, Accounting Office, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government, 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, 680-8570, Japan